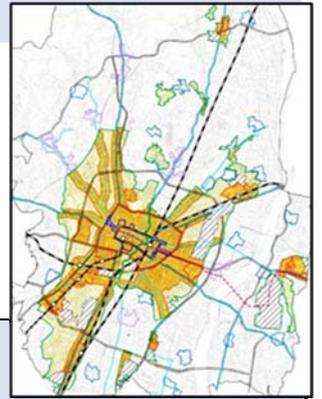


狭小・不整形で利用しづらい土地について周辺のみなさんと協力して有効活用ができます！



“土地区画整理事業”を活用した基盤整備への助成について



〇制度の目的

宇都宮市では、人口減少や超高齢社会においても持続的に発展できる「ネットワーク型コンパクトシティ（NCC）」の形成に取り組んでいます。

NCCの形成に向け、立地適正化計画における居住誘導区域において、細分化された土地を入れ替えながら有効活用が図れる“土地区画整理事業”を活用した公共施設整備に要する費用の一部を助成します。

〇対象区域	居住誘導区域 (都市機能誘導区域含む)	高次都市機能誘導区域
〇地区の規模	原則 0.5ha 以上 ※市長が認める場合はこの限りではない	概ね 0.1ha 以上 (指定容積率による換算事業面積が 0.5ha 以上)
〇対象者	個人施行者, 土地区画整理組合, 区画整理会社	
〇支援の内容 (補助対象と補助額)	公共施設整備に係る費用の 1/3 ※都市機能誘導施設や都市活動支援施設が充足していないエリアにおいて, 都市機能誘導施設等が立地する区画を整備する場合, 公共施設整備に係る費用の 1/2	

〇活用イメージ



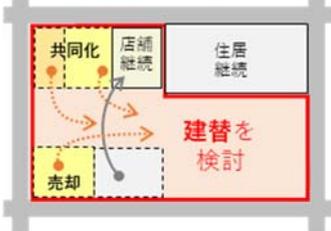
(1) 都心部での活用（コインパーキング等の低未利用地の有効活用）

建替検討をきっかけに、街区内で土地利用の意向を伺いながら、ともに共同化したい方、居住・営業を維持したい方、売却意向のある方のニーズを踏まえた土地の入れ替えを行い有効な土地利用を図る。

①建替への検討にあたり土地が不整形



②周辺で共同化・売却・土地利用の継続など意向を確認



③それぞれの意向を踏まえた土地利用の実現



(2) 居住誘導区域での未利用地の活用

道路などの基盤が脆弱で、宅地と空き地等が混在し、土地の有効活用が図られていない地域において、周辺の皆様が話し合い、協力しながら、公共施設の整備を行い有効な土地利用を図る。

①農地の継続が難しい、道路幅員が狭いため空き家・空き地となっているなど課題認識を持っている



②周辺の皆様で新設道路の整備や道路の拡幅を行い、有効な土地利用を実現



問い合わせ先

宇都宮市 都市整備部 市街地整備課（市役所 1 1 階）

TEL : 028-632-2587 mail : u1212@city.utsunomiya.tochigi.jp

詳しくは市HPをご覧くださいか、市街地整備課へお問合せ下さい。

